

中学校部活動地域移行について

生涯学習課

1	東郷町の今後の方向性	p.3
2	検討過程	p.3、 4
3	今後の中学校部活動について	P.6
論点③	地域クラブの種目選定基準について	p.7、 8
論点⑤	指導員の配置基準について	p.9
論点⑦	活動場所：地域クラブの活動場所について	p.10、 11
論点⑧	使用備品：地域クラブの使用備品等について	
論点⑨	受益者負担額及び生活困窮世帯の減免基準の設定について	p.12、 13
4	国（文部科学省）の動き	p.14～18
5	今後のスケジュールについて	p.19～22

1 東郷町の今後の方向性

少子化や教員の負担軽減を背景に、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動改革に取り組む必要があります。

課題

「総合型地域スポーツクラブ」のような組織を立ち上げて部活動の移行をすることが、現時点で難しい

※ 総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(多世代)、(多種目)、(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

部活動の活動日時のうち、休日、長期休業、平日の中から、段階的に活動に移行するため何から移行していくか判断が必要

移行時期を年度替わり時の4月か、代替わり時の9月かの判断が必要

東郷町中学校部活動検討委員会(町内部委員会)で検討し、東郷町中学校部活動地域移行検討委員会に方針案を提示

「総合型地域スポーツクラブ」のような組織を立ち上げて部活動の移行をすることが、現時点で難しいと判断しており、将来的な地域での活動も継続して検討する。

民間の事業者へ委託する

休日、長期休業、平日の中から、初めに休日(長期休業中の休日を含む)の活動から、移行していき、平日の活動については、継続して検討する。

休日から始める
(長期休業中の休日を含む)

種目選定をするうえで、大会参加に対する教員の意向を確認し、子ども達の希望を確認する必要があると判断し、移行時期を1年遅らせることとなった

代替わり時期となるので、指導者の交代等にも対応しやすい時期と考え、9月とした。令和7年度を目標としているが、拙速な判断にならないよう令和7年度以降としている。

令和7年度9月以降に移行

令和8年度9月に移行

2 検討過程

(1) 令和4年度の取り組みまとめ

- 東郷町中学校部活動検討委員会(内部委員会)を3回開催
- 外部指導者アンケート、教員アンケート及びスポーツ協会意見聴取の実施

第1回 開催日 R4.7.12
議題 部活動の在り方について
地域スポーツ団体について

第2回 開催日 R4.8.24
議題 第1回検討委員会での課題について
外部指導者へのアンケート結果について

第3回 開催日 R4.12.20
議題 第2回検討委員会での課題について
教員へのアンケート結果について
愛知県部活動の地域移行に向けた説明会及び意見交換会について

令和4年度 検討委員会協議事項

- 部活動地域移行に関する意向確認
- スポーツ協会の意見聴取の実施
 - 部活動外部指導員アンケートの実施
 - 教員へのアンケートの実施

(2) 令和5年度の取り組みまとめ

- 東郷町中学校部活動検討委員会(内部委員会)の委員を追加し、名称を東郷町部活動地域移行検討委員会として3回開催
- 生徒及び保護者アンケートを実施

第1回 開催日 R5.6.19
議題 令和5年度東郷町部活動地域移行検討委員会委員について
部活動地域移行について
検討課題について

第2回 開催日 R5.9.7
議題 東郷町立中学校の各部活動の現状について
部活動地域移行に向けたニーズ調査について
運営事業候補者の調査結果について

第3回 開催日 R6.2.27
議題 令和5年度東郷町部活動地域移行検討委員会委員について
部活動地域移行に向けたニーズ調査について
東郷町中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱について
中学校部活動の地域移行に向けた今後のスケジュールについて

令和5年度 検討委員会協議事項

- ニーズ調査の実施
- 中学校部活動地域移行検討委員会設置
- 方向性の決定
民間事業者への業務委託
休日から開始する
令和7年9月以降に移行

(3) 令和6年度の取り組みまとめ

- 東郷町中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、3回開催
委員構成：有識者1名、町スポーツ協会1名、町文化協会1名、保護者2名、校長会長、町立小学校校長2名、町立中学校校長3名、教員3名、外部指導者代表1名、公募委員1名、教育委員会5名、その他教育委員会が必要と認めた者
- 児童生徒、保護者及び教員アンケートの実施

第1回_開催日 R6.6.28

- 議題
 - ・ 東郷町中学校部活動の「地域移行」について
 - ・ 今後のスケジュールについて
 - ・ 種目の選定について
- 課題
 - ・ 長期休業時の取扱い
 - ・ 種目の選定

第2回_開催日 R6.11.21

- 議題
 - ・ アンケート結果について
 - ・ 種目の選定について
 - ・ 活動日時及び休養日
 - ・ 指導者配置人数基準
 - ・ 今後のスケジュールについて
- 課題
 - ・ 大会参加の要件
 - ・ 教員の意向確認

第3回_開催日 R7.2.21

- 議題
 - ・ 教員アンケート結果について
 - ・ 今後の中学校部活動について
 - ・ 休日における部活動の在り方について
 - ・ 地域クラブの設置単位基準について
 - ・ 地域クラブの種目選定基準について
 - ・ 地域クラブでの活動日時等について
 - ・ 指導員の配置基準について
 - ・ 指導員の選定条件について
 - ・ 国の動向について
 - ・ 今後のスケジュールについて
- 課題
 - ・ 方針決定した各項目の詳細条件
 - ・ 活動場所や受益者負担

令和6年度 検討委員会決定事項

- ・ 民間の事業者へ委託する。
- ・ 休日から始める。
- ・ 令和7年度9月以降に移行とする。



- ・ 令和8年9月移行で決定
- ・ 教員アンケートの実施



方向性の決定

- ・ 休日部活動を廃止
- ・ 少人数でも活動可能な種目設定
- ・ クラブ設置単位は単独校＋合同クラブ
- ・ 活動日及び休養日は事務局案を承認。
- ・ 地域クラブ指導者は各クラブ上限3名。
- ・ 地域クラブ指導者の選定要件

3 今後の中学校部活動について

これまでの検討委員会での協議及び児童生徒、保護者、教員及び中学校部活動外部指導員アンケートを基に以下の課題について協議し方向性を示す必要がある。

課題項目	検討内容	頁
休日における部活動の在り方	論点① 休日における部活動の在り方について 第3回で方針協議	R6第3回資料 12-14
地域クラブの設置基準	論点② 地域クラブの設置単位基準について 第3回で方針協議	R6第3回資料 15-17
地域クラブ種目選定	論点③ 地域クラブの種目選定基準について 第3回で方針協議	R6第3回資料 18-19
活動日時及び休養日	論点④ 地域クラブでの活動日時等について 第3回で方針協議	R6第3回資料 20
地域クラブ指導員基準	論点⑤ 指導員の配置基準について 論点⑥ 指導員の選定条件について 第3回で方針協議	R6第3回資料 21-22
地域クラブ活動場所及び備品	論点⑦ 活動場所:地域クラブの活動場所について 論点⑧ 使用備品:地域クラブの使用備品等について	
受益者負担の基準	論点⑨ 受益者負担額及び生活困窮世帯の減免基準の設定について	

令和6年度第3回検討委員会で、「少人数でも活動可能で多様な種目から気軽に取り組める活動とする案」が承認されました。
今後実施予定の「種目選定アンケート」に先立ち、1クラブあたりの参加人数の下限・上限をあらかじめ設定する必要があります。

人数設定にあたって考慮すべき観点

(参考) 他自治体の最少人数の目安

・多様な種目から気軽に取り組め、楽しみ・体験重視。	自治体	最少人数の目安	特徴
・必要に応じて町内クラブ間での紅白戦等は実施可能。	東京都中央区	約5～6人	少人数重視、交流型の地域クラブ重視
・年度途中での種目変更も可とする。	札幌市	10人以上	学校外クラブ、団体競技はより高い人数設定が求められる
・活動は、個人種目から団体種目まで幅広く想定。	京都市	約7～8人	地域の実情に応じ調整しつつ活動の質を維持
・施設の広さ・使用条件などを勘案。			

人数設定の考え方：2つのパターン

パターン	特徴
一律人数設定型	すべての種目で、例えば10～30人のように固定
	✦運営がシンプル、公平性がある
	＝希望の反映がしづらく、人気の偏りに対応しにくい
種目別設定型	種目ごとに参加人数の目安を設ける（例：野球は12人以上、卓球は4人～など）
	✦希望を反映しやすく、柔軟な対応が可能
	＝運営が複雑になり、指導者・施設調整の負担増

(参考) 種目別：1クラブ当たり参加人数目安 既存部活動において

種目	参加人数の目安	備考	種目	参加人数の目安	備考
軟式野球	12～24人	守備9名＋交代要員含む	卓球（男子）	4～24人	少人数でも十分可能
ソフトボール	10～20人	少人数での実施も可能	卓球（女子）	4～24人	同上
サッカー	10～24人	ミニゲーム対応可	剣道	5～15人	対人練習可能
ソフトテニス（男子）	6～24人	ダブルス、小規模でも可能	吹奏楽	10～25人	パート構成により調整可
ソフトテニス（女子）	6～24人	同上	美術	5～15人	個人制作中心、自由度が高い
陸上	5～15人	種目ごとに個人で活動可	造形	5～15人	同上
バレーボール（男子）	8～20人	6人制ゲーム対応想定	家庭科（調理・手芸など）	5～12人	スペース・機材に応じ調整可能
バレーボール（女子）	8～20人	同上	バドミントン	8～24人	ダブルス、小規模でも可能
バスケットボール（女子）	8～24人	5人制＋交代要員	ダンス	8～20人	個別指導とグループ指導のバランス

※この人数はあくまで目安であり、種目・施設の事情に応じて柔軟に対応

まとめ（提案事項）

- ・各クラブ最少人数のみ設定し、一律人数設定型にする
- ・スポーツ活動、文化芸術活動ともに1クラブ当たり参加者10人以上とする
- ・上限人数の設定は設けず活動場所や指導者の人数などから柔軟に対応する

令和6年度第3回東郷町中学校部活動地域移行検討委員会において、「指導員を上限3人まで配置する」案が承認されました。一方で、「参加者数に応じて柔軟に指導者数を調整すべき」との意見も出されたことから、活動内容や参加人数に応じた指導者人数の目安を改めて設定する必要があります。

基本的な考え方

活動内容に応じて、指導者1人あたりの適正な参加人数には差があります。

活動区分	指導者1人あたりの目安人数	特徴・留意点
団体スポーツ	約10～15人程度	指導はグループ単位で行うことが多く、複数指導者が必要な場合も
個人スポーツ	約5～10人程度	個別対応が必要な場面が多いため、少人数対応が望ましい
文化芸術活動	約5～8人程度	創造的・表現的な活動のため、個々へのフォローが重要で、少人数対応が理想

(参考) 他自治体の事例

自治体	スポーツ活動の基準	文化芸術活動の基準
東京都（品川区）	指導者1人：10～15人を基本	指導者1人：5～8人程度
大阪府（堺市）	10人以上で複数配置	指導者1人：5～6人程度
北海道（札幌市）	指導者1人：10～12人を基本 協議内容によりサブ指導者を配置	指導者1人：5～8人程度
福岡県（福岡市）	指導者1人：10人程度を基本	指導者1人：5～6人程度

まとめ（提案事項）

- ・スポーツ活動（団体・個人を含む）：参加者10～12人に対して指導者1人
- ・文化芸術活動：参加者5～8人に対して指導者1人
- ・上記を目安としつつ、1クラブあたり指導者数は最大3人を上限とする

■地域クラブの活動場所について

■地域クラブの使用備品等について

論点⑦

論点⑧

地域移行に伴い、これまで学校内で行われていた部活動を地域クラブ等へ段階的に移行していく中で、地域クラブの活動場所および活動に必要な備品の取り扱いについて、現場ではさまざまな課題が生じることが想定されます。

活動場所としては、以下の2つに分けられます。

学校施設	町公共施設
・校舎 ・体育館 ・運動場 など	・町民会館 ・総合体育館 ・いこまい館 ・愛知池運動公園 ・その他町体育施設

このうち、活動場所は原則として学校施設を使用することを基本とし、学校施設が使用困難な場合に限り、町公共施設を補完的に活用するという方針で考えています。

備品についても同様に、原則として学校備品の使用を基本としつつ、地域クラブ独自の備品との併用や共用を前提に考える必要があると考えています



このような方針に基づき、地域クラブ活動の円滑な実施に向けて、各施設・備品に関する具体的な課題を整理し、今後、施設及び備品の利用の基準やルールづくりが必要になってきます。

活動場所に関する課題整理

学校施設の原則利用

- ・学校施設の立入り可能範囲
- ・学校施設の貸し出しの範囲
- ・自転車の利用、駐車場・駐輪場の場所
- ・鍵の貸し出し返却の方法
- ・トラブル・事故・施設破損などの対応
- ・保険や安全対策

他公共施設の補完的活用 (学校施設が使用困難な 場合)

- ・一般団体との利用時間の競合
- ・優先利用枠や予約ルールの不明確さ
- ・利用料金や減免制度の有無
- ・活動場所の移動による保護者の送迎負担

調整の仕組み

- ・連絡体制
- ・年間活動計画が立てづらく不安定
- ・地域クラブ利用日の調整
- ・学校行事・部活動の試合日程などの調整

地域の理解促進

- ・学校施設の地域利用に対する不安や抵抗
- ・保護者からの安全・防犯面の懸念
- ・地域クラブの活動が十分に認知されていない
- ・トラブル発生時の責任所在に対する不信感

まとめ（提案事項）

- ・活動は、原則学校施設で行う。備品についても同様に、原則として学校備品の使用を基本とする。
- ・施設等の利用に当たり学校施設管理者と協議し、基準・運用ルールの策定を進める。

備品の取り扱いに関する課題整理

備品の管理責任

- ・破損・紛失時の対応責任が不明
- ・使用前後の点検・清掃が実施されない
- ・備品の点検・補充の手順、記録方法、担当者
- ・定期的な点検・保守がされず劣化が進行

備品の使用範囲

- ・使用可能・不可な備品の線引きが不明瞭
- ・消耗品の補充ルールが定まっていない
- ・地域クラブ独自の備品持ち込みルールがない
- ・清掃など管理の方法

備品の保管場所

- ・専用の保管スペースが確保できない
- ・鍵管理や使用履歴の記録が曖昧
- ・盗難・破損を防ぐ環境の整備
- ・他団体との共用による混乱

教職員の関与負担

- ・備品の管理業務が教職員に依存
- ・教職員の負担増により本来業務に支障
- ・貸出・点検マニュアルの未整備

目的

- ・ 学校部活動の地域移行に伴い、民間事業者へ活動運営を委託する形での実施を予定しています。移行後も生徒が安心・安全に活動できるよう、必要な経費を確保する一方、家庭の経済的負担にも配慮しつつ、受益者負担金の設定を行う必要があります。

委託事業の概要

- ・ 部活動数 . . . 35部活
- ・ 活動時間 . . . 1日3時間
- ・ 指導員体制 . . . 各部活動に指導者最大2名配置
- ・ 統括責任者 . . . 各校に1名配置
- ・ 保険 . . . スポーツ安全保険に加入
- ・ その他費用 . . . システム管理費、運営管理費を含む（※試合の引率は含まず）

事業費の内訳

- ・ 令和6年度見積事業費総額：62,051,156円
- ・ 参加予定者数（令和6年10月アンケート結果）：769名
- ・ 一人当たりの負担額（月額換算）：約6,700円

受益者負担金の考え方

- ・ 地域クラブの運営に必要な費用（謝金、交通費、アプリ使用料、保険料等）を参加者全員で均等に負担。
- ・ 用具（Tシャツ・シューズ等）は個人負担を基本とする。
- ・ 費用の一部は公的負担（町負担）とし、全体の社会的利益（教育・福祉的意義）を考慮。

スポーツ保険について

- ・加入予定保険：スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）又はこれに相当するもの
- ・本保険制度は、文部科学省の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」等でも推奨されている。
- ・補償内容の比較

補償項目	スポーツ安全保険	災害共済給付制度
死亡補償	2,000万円	3,000万円
後遺障害（1級）	3,000万円	4,000万円
賠償責任補償	あり	なし

- ・※賠償責任補償が含まれる点で、スポーツ安全保険は補償が手厚い側面があります。

他自治体の事例と本町の提案

- ・【近隣事例】長久手市では、月額2,000円の受益者負担で実施中。
- ・【本町の提案】上記を参考とし、受益者負担金として月額2,000円とする案を提示。

経済的困難世帯への配慮

- ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないよう配慮が必要。
- ・就学援助認定世帯を対象とした受益者負担金の減免等の支援措置を検討する。

まとめ（提案事項）

- ・地域クラブ運営にかかる費用について、月額2,000円の受益者負担金を提案。
- ・就学援助対象世帯等には支援を検討し、誰もが平等に活動に参加できる環境づくりを進める。

4 国(文部科学省)の動き

スポーツ庁

地域スポーツ活動ワーキンググループ

6回の部会を開催し、最終とりまとめ（素案）について審議

文化庁

地域文化芸術活動ワーキンググループ

6回の部会を開催し、最終とりまとめ（素案）について審議

文部科学省 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
第1回 令和6年8月23日 第2回 令和6年12月10日 第3回 令和7年4月17日
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（素案）

I 総論

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

- (1) 改革の理念
- (2) 地域クラブ活動の在り方
- (3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）
- (4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

2. 改革推進期間の成果と課題

3. 今後の改革の方向性

- (1) 基本的方針
- (2) 改革の進め方
 - ① 休日における取組方針
 - ② 平日における取組方針
- (3) 次期改革期間の設定
- (4) 次期改革期間における費用負担の在り方等
- (5) 更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと

4. 地方公共団体における体制整備等

- (1) 地方公共団体内における推進体制の整備
- (2) 都道府県の役割及び複数の地方公共団体に関わる広域的な対応

5. 学習指導要領における取扱い

II 各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備
2. 指導者の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への行動手段の確保
5. 大会やコンクールの運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとられない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 1

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（素案）概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのために、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ※受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。 ・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（素案）概要③

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（素案）概要④

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクール運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止（指導者等への研修、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

5 今後のスケジュールについて

東郷町中学校部活動地域移行のロードマップ

目指す姿

休日部活動を廃止し、地域クラブを活動の場とし、子ども達の居場所とする
子ども達が生涯にわたって、多様なスポーツ活動や文化芸術活動等に親しむ機会を確保する
教員の負担軽減に繋がる仕組みを構築する

実施年度	令和4年度 ～令和5年度	令和6年度 ～令和7年度	令和8年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和13年度	令和14年度～
経 過 及び 目 標	教育委員会内部で地域移行に関する委員会を設置し検討を開始	有識者を含めた検討委員会を設置し検討を開始	休日部活動を廃止し活動の場を地域に展開	民間事業者以外の地域の受け皿を随時拡大	平日部活動を廃止し活動の場を地域に展開
決定事項 及び 検討事項	● アンケート実施 児童生徒、保護者、教員及び外部指導員が対象	● 民間委託 ● 休日から移行 ● 令和 8年9月に地域移行を決定 ● 休日活動に必要な項目について検討 活動種目、活動場所 指導員、受益者負担等	● 大会の指揮・引率は教員が担当 (手当の支給・上限日数を設定) ● 地域での活動は、原則練習が中心 ● アンケート実施 教員、生徒対象	● 休日活動について検証 ● 移行後の課題の対策を検討 ● 平日部活動の移行について検討	● 平日、休日すべての部活動を廃止 ● 地域への展開を実施

東郷町中学校部活動地域移行検討委員会スケジュール案

令和6年度		検討事項	
月	地域移行に向けた準備		
4			
5			
6	令和6年度第1回 中学校部活動地域移行検討委員会	第1回	☐ 中学校部活動「地域移行」とは ☐ 東郷町中学校部活動検討委員会について ☐ 今後のスケジュールについて ☐ 種目の選定決定方法について ☐ アンケート調査の実施について
7	アンケート調査(児童生徒及び保護者)		
8			
9			
10	アンケート調査(児童生徒)	第2回	☐ アンケート調査の結果報告(生徒と保護者のニーズについて) ☐ 活動を行う種目、活動内容について ☐ 活動時間、休養日等について ☐ 指導者の配置人数基準について ☐ 第1回で出た課題の検討
11	令和6年度第2回 中学校部活動地域移行検討委員会		
12	アンケート調査(常勤教員)		
1			
2	令和6年度第3回	第3回	☐ <u>教員アンケート調査の結果について</u> ☐ 今後の中学校部活動について ☐ 国の動向について ☐ 第2回で出た課題の検討
3	中学校部活動地域移行検討委員会		

令和7年度		検討事項(目安)	
月	中学校部活動地域移行		
4	令和7年度第1回 中学校部活動地域移行検討委員会	第1回	☐ 令和6年度第3回で出た課題の検討 ・ 地域クラブの種目選定基準について ・ 指導員の配置基準について ☐ 活動場所及び活動に必要な備品について ☐ 受益者負担及び生活困窮世帯の減免基準の設定について
5			
6			
7	令和7年度第2回 中学校部活動地域移行検討委員会	第2回	☐ アンケート調査の結果について ☐ 種目の選定について ☐ 会費の徴収方法について ☐ 第1回で出た課題の検討
8			
9	予算要望		
10			
11	令和7年度第3回 中学校部活動地域移行検討委員会	第3回	☐ プロポーザルの仕様書(案)について ☐ 第2回で出た課題の検討
12			
1			
2	令和7年度第4回 中学校部活動地域移行検討委員会	第4回	☐ プロポーザルの仕様書(案)について ☐ 新年度における生徒への募集案内について ☐ 実施に向けた調整・準備 ☐ 第3回で出た課題の検討
3			

令和8年度		検討事項(目安)	
月	中学校部活動地域移行		
4	生徒への募集案内 業者選定(プロポーザル)	第1回	☐ 生徒への募集案内の結果報告 ☐ 業者選定(プロポーザル)の結果報告 ☐ 学校との連携 ☐ 相談窓口等体制の整備
5	令和8年度第1回 中学校部活動地域移行検討委員会		
6			
7	令和8年度第2回 中学校部活動地域移行検討委員会	第2回	☐ 実施に向けた調整・準備 ☐ 第1回で出た課題の検討
8			
9	中学校部活動の「地域移行」 開始		
10		第3回	☐ 地域移行後の課題について ☐ 生徒、保護者及び教員の部活動移行に対する意見の確認について ☐ 第2回で出た課題の検討
11	令和8年度第3回 中学校部活動地域移行検討委員会		
12			
1	生徒、保護者及び教員アンケートの実施	第4回	☐ 地域移行後の課題について ☐ 生徒の部活動移行に対する意見結果について ☐ 第3回で出た課題の検討
2	令和8年度第4回 中学校部活動地域移行検討委員会		
3			